

棚尾地区まちづくり事業
平成24年8月29日(水) 19時～
棚尾公民館3階

第14回 棚尾の歴史を語る会 次第

進行(小笠原幸雄)

- 1 前回までのテーマに関する参考意見など
 - (1) わらべ歌紹介(小笠原唯雄氏) 1ページ
 - (2) 畑中組のお地蔵さん移設写真提供(平成7年9月14日、杉浦健治氏撮影)
 - (3) 史跡の測量結果(常夜灯高さ6.28m、火の見やぐら高さ20.1m)
 - (4) その他

- 2 テーマ26 「棚尾村字中山の分村問題」 2～5ページ
 - (1) 説明(杉浦光雄)

 - (2) 出席者による補足説明、感想など

- 3 テーマ27 「若宮社」 6～7ページ
 - (1) 説明(磯貝国雄)

 - (2) 出席者による補足説明、感想など

- 4 連絡事項・情報交換など

- 5 次回日程
 - 第15回 9月26日(水曜日) 午後7時から
「地蔵祭り」「敬老会」
 - 第16回 10月25日(木曜日) 午後7時から
「相撲取清見潟又市」「土人形」

第14回 棚尾の歴史を語る会 補足説明

わらべ歌紹介

「一番はじめは」

一番はじめは一宮	二は日光東照宮
三は佐倉の宗五郎	四は信濃の善光寺
五つ出雲の大社（おおやしろ）	六つ村々鎮守様
七つ成田の不動様	八つ八幡（やわた）の八幡宮
九つ高野の弘法様	十は東京二重橋
十一心願かけたのに	浪子の病は治らぬか
ゴーゴーゴーと 行く汽車は	武男と浪子の 生き別れ
二度と会えない 汽車の旅	泣いて血を吐く ほととぎす

※ 解説 （日本わらべ歌全集 12 愛知のわらべ歌 服部勇次著による）

ほぼ全国的に歌われている歌で、愛知県内でも、お手玉の他、まりつき、縄跳びにも歌われた。前半は数え歌で、後半からは徳富蘆花作「不如帰」を題材とした物語が続く。

「ポコペン」

ポコペン ポコペン 誰がつついた ポコペン

「一羽のカラス」

一羽のカラスが カアカア	二羽のニワトリ コケコッコ
三匹魚が泳いでる	そら泳いでる そら泳いでる

「一かけ二かけ」

一かけ二かけ 三をかけ	四かけ五かけ 橋をかけ
橋のらんかん 腰をかけ	はるか向うをながむれば

「棚尾村字中山の分村問題」

1 近世の中山

慶安 4 年 (1651) 中山新田検地帳 (西尾藩井伊領)

下田 1 反 2 畝 2 7 歩 9 斗 3 合

下畑 2 町 4 反 1 畝 3 歩 1 4 石 4 斗 6 升 5 合

田畑合セテ 2 町 5 反 4 畝 1 5 石 3 斗 6 升 8 合

他に 2 反 3 畝屋敷アリ

明和 4 年 (1767) 大浜村差出明細帳に、大浜村枝郷とあり

享和元年 (1801) 棚尾村高反別明細帳に「溜池 長五十間 横二十二間 所ハ中山」と有り

享和 3 年 (1803) 6 月 1 1 日棚尾村庄屋組頭の願書

「乍恐書付を以奉願上候、当村之内中山神明宮祭礼ニ御座候、前々より獅子舞仕来申候、何卒当年も仕度奉願候、右願之通被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上」

天保 12 年 (1841) 棚尾村高反別差出明細帳に中山は棚尾村の枝郷とある。

天保 14 年 (1843) 大浜村高反別明細帳に、中山は大浜村の枝郷とある。

天保 14 年 (1843) 大浜村高反別准明細帳に棚尾村と相合にて相分不申候と有る。

弘化 3 年 (1846) 大浜村家数調に中山 1 9 戸とある。これ以後棚尾村となるか。

明治 2 年 (1869) 中山戸数 2 4 戸

2 中山の分村願

明治 31 年 (1898) 1 月 3 日中山人民総代の名で、碧海郡長村井高正宛に請願書が出された。

境 界 変 更 願

碧海郡棚尾村ノ通称中山ノ儀ハ、源氏組外十三組ト合シテ棚尾村ト称シ一ノ位置ヲナスト雖、独リ中山ハ他ノ拾四組 (通称棚尾) トハ地形ヲ異ニシ人家所在ヲ異ニス、人家ヨリ人家ノ距離二十五町余 (2 7 5 0 m 程) ヲ有スル、志貴崎村ノ

北ニ位スル孤里ニテ、棚尾村ノ乙部即当村字神明前・神明後・申待・中山前・中向山・中向山後・三軒屋後・中山・北中山・山田・山田狭間・植出狭間、鼯穴・植出・荒子狭間を通称中山ト称ス、最北字神明前ト甲部ノ字神明南トハ、道路ヲ隔テ此長サ六十間余、僅ニ甲ト乙ノ接続ヲスルノミナリ、往古ヨリ中山ニ土木係ヲ壺名置キ、土木工事ヲ処置シテ、当村役場エ該費金ヲ請求シ来リ、県税戸数割及村税戸別割モ中山ニ七十戸アレバ七十戸ノ部分ヲ負担シ、該中ニテ等差ヲ設ケ、棚尾トハ割立法ヲ異ニシテ来リ、祭礼モ棚尾トハ神社及祭日ヲ異ニスルヲ以テ、互に一方ノ祭礼ニハ、総代及役場員ヲ招待スルニ、之レニ応ズルヲ例トシ来リ、火葬場モ中山ニ一ヶ所有ス、其ノ他万事中山ハ独立シテ隣村ノ交際ヲシテ来タレリ、然レドモ棚尾ト村名ノ同一、随テ棚尾ト戸長役場ヲ同一ナルヲ以テ、或ル部分ニ於テハ、棚尾ト共同事務ヲ処弁シ来レドモ、恰モ大字ノ如ク二村ノ如クナリ、棚尾ハ九百八十余戸有シ、中山ハ七十戸ヲ有ス、随テ村會議員ヲ選出スルニ、選挙人棚尾ニ多数アルヲ以テ、棚尾ヨリ多数ヲ毎改選期ニ選出ス、依テ中山ニハ村會議員ヲ一名有スルノミ、其他ハ悉皆棚尾ニ有ス、依テ学校、避病院、村役場、駐在所等、其他公益上必要トスル建設物ハ、悉皆棚尾ニ設置スルハ、中山ヨリ選出シタル議員ノ、棚尾ヨリ選出シタル議員ニ衆寡敵セズシテ、棚尾ヨリ選出シタル議員ノ決議スル所ナリ、依テ中山ノ不利益ハ論ヲ待サルナリ、然ルニ棚尾ハ大郷ニシテ人家^{稠密}ナリ、依テ商業ヲ営ム者過半ヲ有シ、市街ノ体裁ヲ備ヘ、郡内屈指ノ小都会ナリ、之レニ反シ中山ハ単ニ農業ヲ以テ生計ヲ営ム者ナリ、故ニ棚尾ト中山トハ人情常ニ調和セズ、殆ド都ト鄙トノ如ク二村ノ如クナリ、此处ニ中山ノ郷ノ東南ニ隣村アリ、伏見屋ト称ス、中山ノ郷ト伏見屋村ノ郷トハ今将ニ接セントス、此村ハ戸数百三十余ヲ有スル農家小村ナリ、故ニ中山ト伏見屋村トハ人情同一ニシテ、両体一心ノ如クナリ、故ニ中山伏見屋組合尋常小学校ヲ伏見屋村ニ設置シ、十数年間ヲ継続スルモ、十年一日ノ如ク人心能ク調和シテ来リタルニ、明治 年 月該校ヲ廢シニ付、伏見屋村ハ日進尋常小学校エ通学シ、中山ハ棚尾村立棚尾尋常小学校エ通学スルニ至リタルナリ。故ニ棚尾ト中山トハ土地人情ヲ異ニスルヲ以テ、平素意見ノ衝突スル事少ナカラズ、自然ト共同自治ノ念ニ乏シク、互ニ不利益ト被存候間、此ノ際棚尾村ヲ分離シテ、同日同時ニ大字中山ト改称シテ、伏見屋村エ合同仕度候ニ付、別紙土地反別及戸数人口調相添エ此段奉願上候也

碧海郡棚尾村ノ中通称中山人民総代
碧海郡棚尾村九百七十五番戸 石川吉三郎
(外7名 氏名略)

明治31年1月5日

碧海郡長 村井高正殿

3 棚尾村の反論

明治31年3月4日付、本村中山組人民総代トシテ、石川吉三郎外6名ヨリ、境界変更願差出候処、本村は戸数一千五十余戸ニシテ、地価僅ニ6万9千円ナリ。故ニ戸数ノ多キニ比シ地価ノ少割ナルハ論ヲ俟タズ、然ルニ前記の願書ヲ檢スルニ、村内字神明前外14字ヲ分割シ、伏見屋村ニ合同云々ト有之、果シテ斯ノ如ク請願ヲ容レラル、場合ニ在テハ、村治上ノミナラズ、經濟上ニ於テモ大イニ影響ヲ及ボシ、大困難ヲ来シ可申、且ツ請願ニヨレバ、事實ノ上ニ於テ相違モ少カラズ、殊ニ尤モ甚シキ相違ノ廉ハ、村會議員一名ノ如ク云フト雖モ、其実三名アリシモ、内2名ハ病死又ハ資格ヲ失シ、自今ニテハ1名アル次第、又伏見屋村ト地続キノ如ク云フモ、全ク地形ヲ異ニシテ、却テ鷺塚村、志貴崎村トハ接近スルモ、伏見屋村トハ毫モ接近セザル義ニ有之候間、篤ト事實御調査ノ上、相当ノ御処分相成候様致シ度、依テ別紙図相添エ愚見陳述、此段及具申候也

明治31年3月4日

愛知県碧海郡棚尾村長 榊原弥太郎

愛知県碧海郡長 村井高正殿

4、伏見屋新田村の沿革

江戸の商人伏見屋又兵衛が開発した新田。寛文6年(1666)完成。翌7年検地。寛文12年(1672)検地までに、幕府領高1160石、松平備前守・本多備前守知行所分高600石となった。延宝元年(1673)幕府領、宝永2年(1705)一部が私領となり、文政5年(1822)駿河沼津藩領となる。明治元年(1868)水野氏転封のため菊間藩領となる。

安永8年(1779)の戸数55、人数297。明治9年(1876)の戸数139、人数645。明治6年(1873)鴻島学校設立、同9年伏見屋学校と改名。同19年(1886)平七尋常小学校に併合された。同22年(1889)志貴崎村の大字となる。同24年伏見

屋村となる。同 33 年（1900）の戸数 1 3 7、人口 6 5 1。同 39 年（1906）旭村の大字となる。

詳細は不明であるが、この分村問題の背景に中山神明社の問題がある。当時の社地は、明治 6 年 6 月 3 日の棚尾村検地帳によれば、3 反 3 畝 2 0 歩、周囲に 5 筆（5 2 番～5 6 番）計 1 町 6 反 5 畝 3 歩があった。社地は村持で、総代は生田市十、生田新左衛門である。ところが、明治 6 年 3 月に上地されていた。当時の役場明細帳には御見捨地とあった。

明治 3 1 年 1 2 月の棚尾村資料によれば、「神明前 3 9 番御料林 1 町 8 反 3 畝 2 0 歩ヲ民有地ニ引戻之義、生田市三郎ヨリ申請書差出候ニ付、他ノ希望者ニ於テ所持スル証左モアレバ、可差出トノ御談示ニ依リ、生田家ノ本家タル生田新助方ニ就キ取調タル処、証拠書類別冊之通有之候間、可然御取扱い相成度申上候也 碧海郡棚尾村長 黒川弥太郎 愛知県碧海郡役所 第一課長 近松宮蔵殿」とある。

種々の過程を経て、1 町 8 反 3 畝 2 0 歩は公有地（棚尾村有地）とされた。

「若宮社」

1 要旨

明治末から大正初期にかけて、政府は全国的に神社制度を改正する中で、小さな神社の整理統合を進めた。棚尾村においても、字上屋敷に祀られていた若宮社（祭神仁徳天皇）を、大正3年（1914）8月6日八柱神社に合祀した。これにちなみ、昭和48年（1973）現在の新町名を設定するにあたり「若宮町」と制定した。元の神社地は若宮町4丁目、以前南部クラブがあった付近で現在は道路である。

2 若宮社の概要

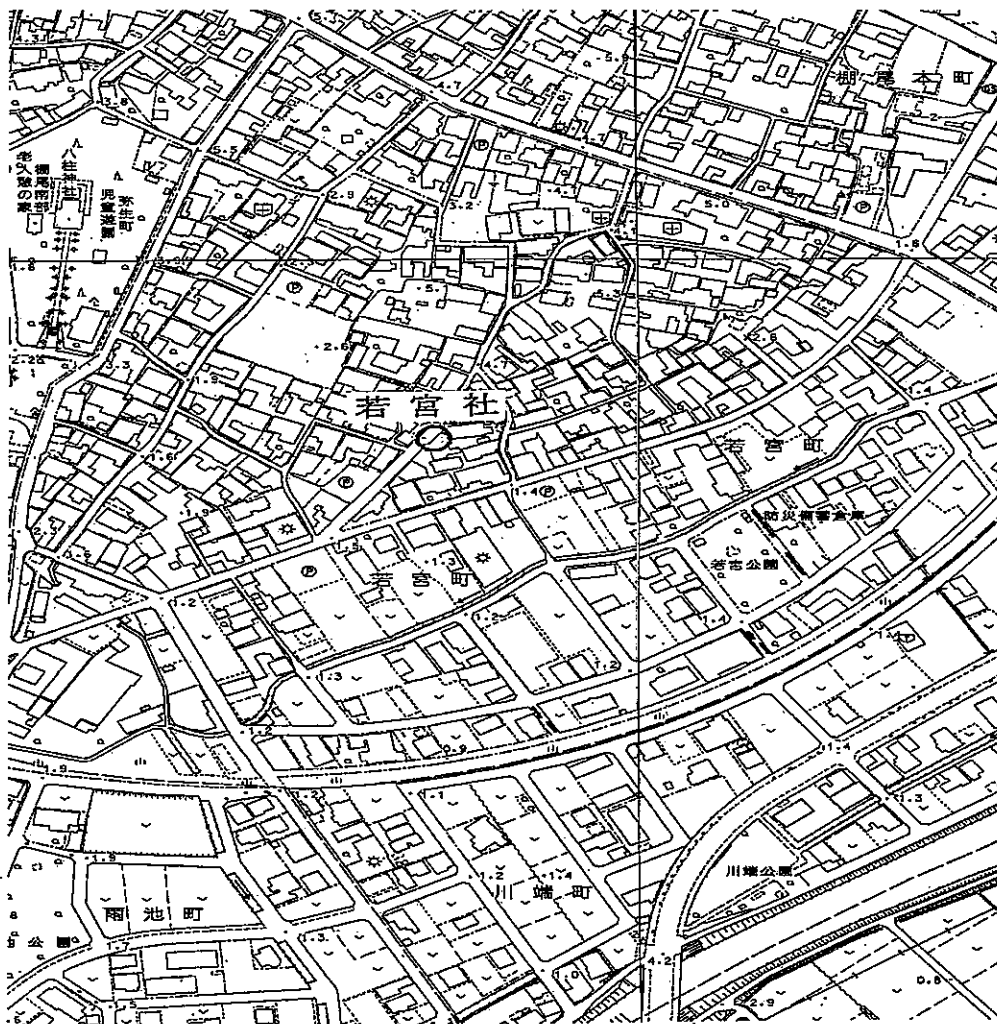
位置	字上屋敷 57 番地
本社	（社殿内の御神座）2 尺四面
雨覆	（社殿） 奥行 1 間 3 尺 5 寸 横 6 尺 5 寸
木鳥居	高サ 8 尺 5 寸 冠 7 尺 5 寸
祭神	仁徳天皇 八幡神
勧請年記	不詳
祭日	9 月 5 日
社地	87 坪
管理等	永く榊原家が総代を務められたが、上屋敷組で管理した時代もあった。

3 合祀の時代背景

神社合祀は地方改良運動と関連して実施された。一市町村一社と限って、既存の神社、小祠を集約し、住民を統合する中核として、神社の機能を強化するもので、明治39年（1906）以降本格化した。

明治41年（1908）には、官幣社、国幣社の経費を国庫負担とし、府県社や郷社の祭礼費用を府県、部落共同体の精神的・感情的紐帯である部落氏神を廃止し、一町村一社への合祀を目標に神社整理を進めた。その結果、明治36年（1903）から大正3年（1914）にかけて、「府県郷村社」は56,180社から49,731社に、無格社は136,947社から72,691社に減じた。（集英社版 日本の歴史18巻による）

4 若宮社のあった位置



5 若宮信仰（神子信仰）

若宮とは、もともと幼少の皇子又は貴人の子をさす言葉である。神も人間と同様に御子神を産むという観念から、御子神を祀る風習が出来、この社を若宮と呼んだ。若宮社のうちで一番多いのが八幡宮であるので、それを例にとると、八幡神の祭神は応神天皇であるところから、その御子の仁徳天皇を祀ったといわれる。

県内で有名なのは、名古屋市中区栄3の若宮八幡社で、旧社格は県社で尾張徳川家の氏神、名古屋の総鎮守である。（「日本神祇由来事典」1991年 柏書房(株)による）

6 若宮に関する地名

若宮社の西が道路で、当時はこの道路を「若宮通り」と称し、少し北の分岐から東へ向う道路を「若宮後通り」とも呼んだ。又、ここは坂道であるので「若宮坂」とも呼んでいた。